



実施手数料の収入印紙の取扱いについて（事務連絡）

開示の実施方法等の申出において、収入印紙が提出されましたが、便宜供与による文書の写しの交付で足り、開示の実施を希望されない場合には、収入印紙の返還を求めるることができますので、別添の司法行政文書開示に係る実施手数料の返還請求書をご提出ください。

なお、同申出に同封されていたレターパックは返還させていただきます。

令和 年 月 日

裁判所 御中

氏名・名称

住所・電話番号 Tel ( )

〒

## 司法行政文書開示に係る実施手数料の返還請求書

下記のとおり、実施手数料として過大に納めた金額の返還を請求します。

記

## 1 返還を求める内容

令和 年 月 日付け 第 号の通知書（□別紙のとおり）

に基づいて提出した実施方法等申出書において、

過大に納めた金額 円

令和7年4月17日付け第1195号

1440円

## 2 振込先に指定する金融機関

金融機関名	銀行・金庫		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
名義人	フリガナ 氏名		
	住所		